

住民税非課税世帯・家計急変世帯へ

緊急支援給付金を支給します

(1世帯当たり5万円)

▶電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯などを対象に1世帯当たり5万円を給付します。

①住民税非課税世帯

●対象

令和4年9月30日時点において砂川市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯（生活保護世帯も含む）の世帯主

※本給付金は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律」に基づき、市ではあらかじめ支給対象者を特定しています。

●支給方法

市が特定した支給対象者へ、受給意思や振込口座などを確認するための確認書を10月下旬から順次郵送します。必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて、確認書に記載されている提出期限までに返送してください。市が確認書を受理してからおおむね3週間後に確認した振込先口座へ振り込みます。

②家計急変世帯

●対象

上記の住民税非課税世帯に該当しない世帯のうち、令和4年1月以降において予期せず家計が急変し、同一の世帯に属する方全員のそれぞれの年収見込額が令和4年度分住民税均等割非課税（相当）水準以下と認められる世帯の世帯主

●支給方法

令和4年11月1日から申請受付を開始します。申請書は市役所1階13番窓口を設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。申請後、申請内容を審査し、支給決定通知書により振込日をお知らせします。

※支給要件に該当しない場合は不支給決定通知書を送付します。

◆支給額 ①、②いずれも1世帯当たり5万円

※①、②いずれも住民税均等割が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

特別な配慮を必要とする方への対応

DV（配偶者暴力）などを理由に避難している方で、基準日において砂川市に住民登録がないものの、一定の要件を満たし、避難者とその同伴者が住民税非課税世帯または家計急変世帯に該当すると認められた場合、受給権者として支給を受けることができます。

関緊急支援給付金事務局（社会福祉課内）Tel 74-8103

給付金を装った詐欺にご注意ください！

給付金の支給にあたり、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。不審な電話などがかかってきた場合には、迷わず警察署（または警察相談専用電話#9110）、緊急支援給付金事務局へご連絡ください。